

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

徳島市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました

●指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されたことにより、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の期間が異なります。（下表参照）

※更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知いたします。
期間内に更新申請されなければ、指定給水装置工事事業者の登録が失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	有効期限	初回更新の期間
—平成10年4月1日～平成11年3月31日—	令和2年9月29日	令和元年10月1日～令和2年9月29日
—平成11年4月1日～平成15年3月31日—	令和3年9月29日	令和2年10月1日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日	令和3年10月1日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日	令和4年10月1日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日	令和5年10月1日～令和6年9月29日

※ 更新日に関係なく、次回更新の有効期間は同じになります。

(例) 初回更新の期間「令和3年10月1日～令和4年9月29日」

更新日	①社 令和3年11月1日	⇒	次回更新有効期間	令和4年9月30日～令和9年9月29日
	②社 令和4年9月1日			

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②厚生労働省令で定める機械器具を有する者
- ③水道法第25条の3第1項第3号のいずれにも該当しない者

●更新申請に必要な書類

1	指定給水装置工事事業者指定申請書
2	誓約書
3	機械器具調書
4	〈法人〉定款又は寄付行為(原本)
	〈個人〉住民票(写し)
5	〈法人〉登記事項証明書(原本)
6	会社又は事務所の位置図(住宅地図に明記)
7	免状又は主任技術者証書の写し
8	指定給水装置工事事業者(講習・業務・研修・従事)確認書
※1 (確認内容)	・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)
	・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
	・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)
	・適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況 (※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認)
9	その他指定する書類

この更新手続きは、徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第7条(変更等の届出)と兼ねることは出来ません。

※変更等がある場合は別途申請を行ってください。

※1 確認用書類(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実地履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◎更新申請についてのお問い合わせは
徳島市上下水道局 お客さまセンター
給水装置係 : TEL:088-623-3991